大阪樟蔭女子大学における公的研究費不正防止計画

大阪樟蔭女子大学(以下「本学」という)は、平成19年2月15日(平成26年2月18日改正)文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」および平成26年8月26日文部科学大臣決定による「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

1. 機関内の責任体系の明確化

・最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任 者を定め、役割を明確化する。

2. 不正防止規程の制定

- ・明確な統一ルールを定め、周知することにより、適正運用の徹底を図る。
- ・告発等を受け付けた場合の調査組織・方法及び調査結果等の配分機関への報告手続きについて明確にする。不正使用と認められた場合は氏名の公表等、厳しい処分とする。
- ・研究者及び研究に関わる事務職員の行動・態度の倫理的規準を定める。

3. 研究費の適正な運営・管理

- ・研究費の運営・管理に関わるすべての構成員を対象にコンプライアンス教育を実施して、意識の 向上を図る。同時に受講者の受講状況及び理解度について把握する。
- ・研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に対して誓約書の提出を求める。
- ・業務従事者の勤務状況等の事実を担当部署が確認する。謝金を支払う際は、担当部署が直接、業 務従事者へ支弁する。
- ・取引業者に不正対策に関する本学の方針及びルールを周知徹底するため、不正取引に協力しない 旨の誓約書を提出させる。

4. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実行

・不正防止計画推進部署を設置して、研究者及び各学部・研究科等の実務担当者と連絡を密にして 不正の発生を防止する。不正を発生させる要因を体系的に整理し評価して、不正防止計画の整備 及び定期的な計画の見直しを行う。

5. 適正なモニタリングの実施

・内部監査部門を設置して、把握された不正発生要因に応じた監査計画を立案するとともに定められた監査手順をもとにモニタリング及び内部監査を行い、公的研究費が適正に使用されるようにする。